

しての研究費配分を受けている。また、文部科学省の科学研究費、学術振興会科学研究費などの配分も受けており、民間産業・企業との共同研究や委託研究も行われており、研究開発資源の配分を受けるように高い努力をしているものと評価できる。

しかしながら、もっと重点配分を心がけてもよいのではないか。成果の上がっているところ、外部から大勢の研究者を受け入れていて、研究内容が注目されている分野には、もっと多額の研究費が配分されてもよい。

4 組織・施設設備・情報基盤・研究及び知的財産権取得の支援体制

- ・ 組織構成はよく整備されている。しかしながら、部長、スタッフ数の不足は否めない。
- ・ 高額機器が各部門に多数設置されているが、それらが有効利用されているか検討されることが必要であろう。使用頻度の低いものについては、2～3部門で共同利用することも考えられていいのではないか。資源の無駄使いにならないように注意が必要である。
- ・ 情報基盤として、本センターの各部門を網羅した光ファイバー配線を整備してコンピューター網を充実することが望まれる。
- ・ 知的財産権（特許）の取得については、いくつかの部門で成功しているが、今後はより多くの取得が期待される場所である。特に、精神保健研究所においては低調であり、特許を申請しているのは、老人精神保健部のみである。

5 共同研究・民間資金の導入状況、国際協力等外部との交流

- ・ 民間研究所との共同研究や民間からの委託研究が多い。産学官連携事業への参加もある。国際シンポジウム・ワークショップが定期的開催され、招聘による外国人研究者との交流も多い。
- ・ 国際協力については、アメリカ、ドイツ、エジプト、アジア、オセアニアとの間で行われており評価できる。

しかしながら、国を代表する研究機関であるので、NIHのように、世界の研究者が多数集まるような研究機関になるよう、尚一層の努力をしていただきたい。

6 研究者の養成及び確保並びに流動性の促進について

- ・ 本センターでは、常勤定員の研究者のほかに、流動研究員、各種プロジェクト

トの共同研究員、併任研究員、委託大学院学生、リサーチレジデントなど、非常に多様で多人数の研究者が確保されて、研究に参加している。大学院生の積極的な受け入れが見られ、指導も行われている。今後はさらに、連携大学院、あるいは、文部科学省以外の研究機関で大学院をもつような制度的改革に取り組むべき時を迎えており、我が国全体のためにも多面的な取り組みが期待される。

- ・ ホームページでの研究者の募集も評価できる。
- ・ 若手研究者の育成に関しても、よい意味での競争が盛んであって、多数の優秀な研究者を輩出している。本センターからは、多数の研究者が、日本各地および諸外国の大学や研究所や病院での責任ある重要なポストに就任している。
- ・ 流動性については、流動研究員制度を設ける等、それなりにあるものと考えられるが、さらに、例えば期限付の雇用を、部長・室長も含めて、もっとすすめるべきである。

7 専門的研究分野を生かした社会貢献に対する取り組み

- ・ 各部門での社会貢献は種々の形で行われている。広報と啓蒙と情報提供については、出版物として、単行本、パンフレット、雑誌や新聞の記事などのもの、ラジオやテレビを通じてのもの、講演会の場合もある。また、精神・神経疾患に関連する保健医療行政や政策面への貢献としては、各種の審議会や研究・調査などの委員会への参加によるものも多い。
- ・ 遺伝子診断サービス、酵素診断サービス、遺伝カウンセリング（外来、インターネット）、専門学術誌のエディター等の形での社会貢献も行っている。
- ・ 精神保健研究所：知的障害部では、発達障害児とその家族に関わっている医師、言語聴覚士、臨床心理士、保育士、指導員に対して、専門的指導を日常的に行っているが、発達障害児の専門家が少ない現状にあつて、極めて重要な社会的貢献と考えられる。
- ・ 根本的な治療法がまだない領域の研究に多数取り組んでいるが、尚一層の努力が必要である。基礎研究のみならず、有望な薬物の創薬、それらの臨床試験などについてもリーダーシップをとって頂いたり、民間の研究のサポートをお願いしたい。

8 倫理規定、倫理審査会等の整備状況

- ・ 審査件数は年々増加している。倫理委員会規程もよく整備され、地域部会を設置している。機動性、専門性も確保されている。

- ・ しながら、倫理委員会で審査すべき事柄をある程度区分けして、本当に審査すべき課題だけを委員会で審査するようにしてほしい。人を対象とするものすべてを審査する必要はない。

9 その他

- ・ 精神保健研究所と神経研究所の統合後の機能協力をどのように組み立てるのかの方針を立てられたい。

以上

評価結果に係る対処方針

平成15年4月

国立精神・神経センター 総長

金澤 一郎

国立精神・神経センター 神経研究所長

高坂 新一

国立精神・神経センター 精神保健研究所長

今田 寛睦

平成15年4月24日

機関評価に係る対処方針

国立精神・神経センター
総長 金澤 一郎
神経研究所長 高坂 新一
精神保健研究所長 今田 寛睦

国立精神・神経センター研究所評価委員会委員長から提出された「評価報告書」において、両研究所の運営に関し改善が求められた諸事項に関しては、平成15年度以降において、下記の方針により対処するものとする。

記

1 研究・試験・調査の状況

改善を求められた事項

- ・ 神経研究所：部長の交代などにより新たに立ち上がった研究部門の中には、具体的な方向が不明瞭な部門や、研究体制が整っていない部門もあり、早急に対処すべきである。
- ・ 精神保健研究所：21世紀には、精神やこころの科学についての研究が飛躍的に発展することが予想されており、その中で第一線の研究機関として存続するには、精神保健研究所の研究業績、研究体制、研究姿勢につき見直しを行う必要がある。

対処方針

- ・ 神経研究所：疾病研究第二部（発達障害）に関してはミトコンドリア機能異常に伴う脳発達障害ならびにレット症候群における精神発達障害に関する研究に集中して今後業務を行う予定である。モデル動物開発部に関しては、これまで行ってきた齧歯類を用いた疾患モデル動物の産生維持に関する研究から研究内容を大幅に変更し、今後重要性が増すと考えられる霊長類を用いた高次脳機能の研究に変更させることとした。

- ・精神保健研究所：研究業績については、特に社会精神医学の分野での国際的な業績に取り組むために、行政研究のみならず、臨床研究においても、国府台病院との連携を深め、ACTなど世界に通用する研究に着手する。

我が国でほとんど研究実績のない司法精神医学について、司法精神医学研究部が創設され、我が国の先駆けとしての研究を進めることとしている。また、統合失調症の次に世界的な課題とされているうつ病について、老人精神保健部を、国立長寿医療センターとの整合性を図りつつ強化していく考えである。

また、脳と心という視点から、ストレスと身体に関連の研究を深めるため、国立がんセンターの研究者を採用するなど、ナショナルセンター間における人事交流をすすめることとしている。

2 研究開発分野・課題の妥当性

改善を求められた事項

- ・神経研究所：神経研究所の疾病研究1～7各部の研究目的は、部外者や一般にはわかりにくい。むしろ、ナンバーをやめて、筋疾患研究部、発達障害研究部、等々、具体的な名称にすべきではないか。
- ・精神保健研究所：今日的な課題への取り組みが十分なされていないと考えられるものがある。（例えば、高齢者の保健福祉の領域では、特に、後期高齢群の精神健康、終末期の問題など未開拓であり、何らかの取り組みが期待される。

対処方針

- ・神経研究所：精神保健研究所との組織一元化を現在検討しており、その際、疾病研究第一部から第七部の名称を研究内容に沿ったものに変更する予定である。具体的には次のような名称を考えている。
 - ・疾病研究第一部 → 筋疾患研究部
 - ・疾病研究第二部 → 神経発達障害研究部
 - ・疾病研究第三部 → 統合失調症研究部
 - ・疾病研究第四部 → 神経変性疾患研究部
 - ・疾病研究第五部 → 末梢神経疾患研究部
 - ・疾病研究第六部 → 免疫性神経疾患研究部
 - ・疾病研究第七部 → 大脳皮質性疾患研究部

- ・ 精神保健研究所：司法精神医学研究部の創設はもとより、老人精神保健部を、うつ対策や自殺予防対策に貢献できる体制に改めるとともに、児童思春期精神保健部においても、引きこもりやDVなど今日的課題に取り組む体制を強めていきたい。

3 研究資金等の研究開発資源の配分

改善を求められた事項

- ・ もっと重点配分を心がけてもよいのではないか。成果の上がっているところ、外部から大勢の研究者を受け入れていて、研究内容が注目されている分野には、もっと多額の研究費が配分されてもよい。

対処方針

- ・ 神経研究所：これまでも COE 研究費やミレニアム・プロジェクト研究費に関しては重点配分を行ってきたが、今後は経常研究費（庁費）に関しても均等配分を改め、各部のアクティビティーに応じて重点配分することとした。
- ・ 精神保健研究所：ご指摘のような考え方に立って、競争的資金の獲得に努力したい。

4 組織・施設設備・情報基盤・研究及び知的財産権取得の支援体制

組織について改善を求められた事項

- ・ 部長、スタッフ数の不足は否めない。我が国の大勢が任期制に移行しており、その方向性のもとで充実すべきである。

対処方針

- ・ 神経研究所：部長などスタッフの数が少ないことから、研究支援体制を充実させるため今後は外部業務委託を増やしていく予定である。
- ・ 精神保健研究所：H15 年度から、司法精神医学研究部の研究員 4 名については、全て任期制とし、また、H16 年度からは、児童・思春期精神保健部においては、室長を任期制として採用予定である。

施設設備について改善を求められた事項

- ・ 高額機器が各部門に多数設置されているが、それらが有効利用されているか検討されることが必要であろう。使用頻度の低いものについては、2～3部門で共同利用することも考えられていいのではないかと。資源の無駄使いにな

らないように注意が必要である。

対処方針

- ・ 神経研究所：各々が保有している高額機器の使用状況を調査し、有効利用を促進するため中央機器室を設け共同利用を推進することとしている。
- ・ 精神保健研究所：小平地区に移転することで、共同利用の一層の促進を図りたい。

情報基盤について改善を求められた事項

- ・ 本センターの各部門を網羅した光ファイバー配線を整備してコンピュータ一網を充実することが望まれる。

対処方針

- ・ 平成 16 年度予算で光ファイバーを整備し、研究所および病院の LAN を整備することとした。

知的財産権取得について改善を求められた事項

- ・ いくつかの部門で取得に成功しているが、今後はより多くの取得が期待される場所である。特に、精神保健研究所においては低調であり、特許を申請しているのは、老人精神保健部のみである。

対処方針

- ・ 神経研究所：ヒューマンサイエンス財団に設置された TLO を積極的に利用し、今後も特許申請を活発に行うこととした。
- ・ 精神保健研究所：社会精神医学の分野での特許は困難な部が多いが、その努力は引き続き進めていきたい。

5 共同研究・民間資金の導入状況、国際協力等外部との交流

改善を求められた事項

- ・ 国を代表する研究機関であるので、NIH のように、世界の研究者が多数集まるような研究機関になるよう、尚一層の努力をしていただきたい。

対処方針

- ・ 神経研究所：これまでも COE 研究費を通じ毎年多くの海外研究者を招へいしてきたが、今後も一層海外の有力な研究機関との交流を強化していきたい。特に中国、韓国との交流強化は重要であろうと考えている。
- ・ 精神保健研究所：一部、外国からの研究者も受け入れているが、アジアからの研修を一部引き受けていることから、研究生の受け入れをさらに進める

考えである。

6 研究者の養成及び確保並びに流動性の促進について

改善を求められた事項

- ・ 連携大学院、あるいは、文部科学省以外の研究機関で大学院をもつような制度的改革に取り組むべき時を迎えており、我が国全体のためにも多面的な取り組みが期待される。

対処方針

- ・ 神経研究所：連携大学院の重要性は認識しており、事実、早稲田大学理工学部との連携大学院制度をスタートさせたところである。

改善を求められた事項

- ・ 流動性については、流動研究員制度を設ける等、それなりにあるものと考えられるが、さらに、例えば期限付の雇用を、部長・室長も含めて、もっとすすめるべきである。

対処方針

- ・ 神経研究所：研究者の流動性についてはこれまでも流動研究員制度を活用してきたが、室長についても3年から5年の任期付研究員として採用することとした。
- ・ 精神保健研究所：H15年度から、司法精神医学研究部の研究員4名については、全て任期制とし、また、H16年度からは、児童・思春期精神保健部においては、室長を任期制として採用予定である。

7 専門的研究分野を生かした社会貢献に対する取り組み

改善を求められた事項

- ・ 根本的な治療法がまだない領域の研究に多数取り組んでいるが、尚一層の努力が必要である。基礎研究のみならず、有望な薬物の創薬、それらの臨床試験などについてもリーダーシップをとっていただいたり、民間の研究のサポートをお願いしたい。

対処方針

- ・ 神経研究所：基礎研究により得られた成果を基に今後は創薬や細胞遺伝子治療など治療法の開発に積極的に取り組んでいく予定である。
- ・ 精神保健研究所：これまでも研修会や研究会を通して、地域の社会資源との連携による精神保健活動に努めてきたが、さらに人材育成という観点からも充実させていきたい。

8 倫理規定、倫理審査会等の整備状況

改善を求められた事項

- ・ 審査件数は年々増加している。倫理委員会規程もよく整備され、地域部会を設置している。機動性、専門性も確保されている。
しかしながら、倫理委員会で審査すべき事柄をある程度区分けして、本当に審査すべき課題だけを委員会で審査するようにしてほしい。人を対象とするものすべてを審査する必要はない。

対処方針

- ・ 神経研究所：倫理委員会においては主に基礎的ならびに臨床的な研究に特化して審査を行ない、医薬品の適応症の拡大など治験審査委員会で行うことができるものについては治験審査委員会が担当することとしている。
- ・ 精神保健研究所：国府台地区として、国府台病院と併せて倫理委員会を開催しており、外部委員からも効率的な運営が求められており、逐次改善しつつあると思う。

9 その他

改善を求められた事項

- ・ 精神保健研究所と神経研究所の統合後の機能協力をどのように組み立てるのかの方針を立てられたい。

対処方針

- ・ 精神保健研究所の移転に伴い、疾病研究第二部や知的障害部など類似の研究分野を所管している研究部は研究棟の同一フロアに配置するなど両研究所

の交流ならびに共同研究を推進する。例えば、

- ・ 疾病研究第三部と老人精神保健部と精神生理部と薬物依存研究部
- ・ 免疫研究部と心身医学研究部と成人精神保健部

などである。

以上

研究所評価委員会の評価結果をもとにした
今後のありかた

平成16年6月

今後の展望

- 1) 神経研究所と精神保健研究所の統合一元化



精神・神経科学と社会精神医学の融合

- 2) 霊長類（マーモセット）実験動物研究施設の建設



・高次脳機能の研究推進

- 3) 研究所と病院の連携強化

・基盤研究成果の活用のためのトランスレーショナルメディシンの推進

例：多発性硬化症の治療

筋ジストロフィー、パーキンソン病等の遺伝子細胞治療